

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>第1の1 指定介護予防サービスの事業の一般原則</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆平18厚令35第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平18厚令35第3条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆平18厚令35第3条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆平24府条例27第3条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ◆平18厚令35第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p> <p>責任者等体制の有・無</p> <p>研修等実施の有・無</p>
<p>第1の2 基本方針 〈法第115条の3第1項〉</p>	<p><input type="checkbox"/> その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆平18厚令35第87条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。◆平24府条例27第4条</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。◆平24府条例27第4条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 〈法第115条の4第1項〉</p>	<p>※ 居宅療養管理指導事業の主眼事項第2の全てを、介護予防居宅療養管理指導事業に準用する。 ただし、「居宅療養管理指導」は「介護予防居宅療養管理指導」と、「介護予防居宅療養管理指導」は「居宅療養管理指導」と、「介護予防サービス等基準第88条」は「指定居宅サービス等基準第85条」と読み替える。◆平18厚令35第88条、◆平11老企25第4の-</p>	<p>適・否</p>	
<p>第3 設備に関する基準 〈法第115条の4第2項〉</p>	<p>※ 居宅療養管理指導事業の主眼事項第3の全てを、介護予防居宅療養管理指導事業に準用する。 ただし、「居宅療養管理指導」は「介護予防居宅療養管理指導」と、「介護予防居宅療養管理指導」は「居宅療養管理指導」と、「介護予防サービス等基準第89条」は「指定居宅サービス等基準第86条」と読み替える。◆平18厚令35第89条、◆平11老企25第4の-</p>	<p>適・否</p>	
<p>第4 運営に関する基準 〈法第115条の4第2項〉</p>	<p>※ 居宅療養管理指導事業の主眼事項第4「運営に関する基準」のうち、1から12及び15から30は、介護予防居宅療養管理指導事業に準用する。 ただし、「居宅療養管理指導」は「介護予防居宅療養管理指導」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と、「居宅介護サービス費用基準額」は「介護予防サービス費用基準額」と、「要介護状態の程度を増進させた」と認められるときは</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。◆平11老企25第4の-</p>		
<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <small>〈法115条の3第1項〉</small> 1 指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆平18厚令35第94条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平18厚令35第94条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆平18厚令35第94条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。◆平18厚令35第94条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>自主点検の有・無</p>
<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱方針</p>	<p><input type="checkbox"/> <u>医師又は歯科医師が行う場合</u> ◆平18厚令35第95条第1項</p> <p>① 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。</p> <p>② 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。</p> <p>③ ②に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。</p> <p>④ 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行っているか。 ◎ 必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するよう努めること。 ◆平11老企25第4の三4(1)②</p> <p>⑤ ④に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。</p> <p>⑥ ⑤の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。</p> <p>⑦ それぞれの利用者について、提供したサービスの内容について、速やかに診療録に記録しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>薬剤師が行う場合</u> ◆平18厚令35第95条第2項</p> <p>① 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師が行う場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。</p> <p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>交付記録確認（努力義務）</p> <p>情報提供内容、サービス担当者会議の参加（原則）確認</p> <p>交付記録確認</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。</p> <p>④ サービスの提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。</p> <p>⑤ ④に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行なっているか。</p> <p>⑥ ⑤の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。</p> <p>⑦ それぞれの利用者について、提供したサービスの内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。</p> <p>□ 歯科衛生士等又は管理栄養士が行う場合 ◆平18厚令35第95条第3項</p> <p>① サービスの提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。</p> <p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p>③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。</p> <p>④ それぞれの利用者について、提供したサービスの内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。</p> <p>◎ 以下の事項を速やかに記録すること。◆平11老企25第4の三4 (1) ③ ア 要支援者の氏名 イ 実施日時 ウ 実施した介護予防居宅療養管理指導の要点、 エ 実施した担当者の氏名</p>	適・否	<p>情報提供内容、サービス担当者会議の参加（原則）確認</p> <p>交付記録確認</p>
<p>第6 変更の届出等 <法第115条の5></p>	<p>□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき、又は休止したサービスを再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p> <p>□ 当該サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、同条で定めるところにより、廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p>	適・否	
<p>第7 介護給付費の算定及び取扱い <法第53条第2項></p>	<p>※ 居宅療養管理指導事業の主眼事項第6の2から9までについて、介護予防居宅療養管理指導事業に準用する。 ただし、「居宅介護支援事業者」は「介護予防支援事業者」と、「居宅サービス」は「介護予防サービス」と、「訪問看護」は「介護予防訪問看護」と、「訪問リハビリテーション」は「介護予防訪問リハビリテーション」と、「居宅療養管理指導」は「介護予防居</p>	適・否	

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>宅療養管理指導」と、「短期入所生活介護」は「介護予防短期入所生活介護」と、「短期入所療養介護」は「介護予防短期入所療養介護」と、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「認知症対応型共同生活介護」は「介護予防認知症対応型共同生活介護」と、居宅サービス事業について、介護予防サービス事業に読み替える。 ◆平18厚告127別表4、◆平18老計発第0317001号他第2の5</p>		
<p>1 基本的事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業に要する費用の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平18厚告127の一</p> <p><input type="checkbox"/> 事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平18厚告127の二 ※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平18厚告127の三</p> <p><input type="checkbox"/> 退所日等における介護予防サービス費の算定について 介護予防短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、介護予防居宅療養管理指導費は算定できない。 また、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する介護予防居宅療養管理指導は別に算定できる。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1（3）</p> <p><input type="checkbox"/> 介護予防居宅療養管理指導に要した交通費は実費を利用者から徴収してもよい。◆平18老計発第0317001号他第2の5（7）</p>	<p>適・否</p>	